

■双葉駅西地区複合的福祉サービス拠点整備事業

用語の定義

発注図書（公募型プロポーザル実施要項及び要求水準書等）に使用する用語の定義は、下記の表に定めるところによる。

用 語	定 義
発注図書	本事業の公告において公表した公募型プロポーザル実施要項、要求水準書、その他添付資料及びこれらに関する質疑回答をいう。ホームページ及び配布資料から入手できるものを実施要項等と読み替えている。
審査委員会	技術提案書の審査を行う目的で、双葉町職員及び外部委員で組織される「双葉駅西地区複合的福祉サービス拠点整備事業技術提案書審査委員会」をいう。
技術提案書	参加者が提出した技術提案書その他技術提案に関する資料をいう。
参加者	本事業の設計、工事監理、建設能力を有し、本事業のプロポーザルに参加する者で、複数の企業で構成される共同企業体、又は単体企業をいう。
優先交渉権者	審査委員会による審査結果を受けて、事業実施協定の締結に向けて優先的に交渉する相手方として町が選定した者をいう。
受注者	公募型プロポーザル実施要項及び優先交渉権者決定基準に基づき優先交渉権者として決定した者を、設計業務等委託契約、工事請負（仮）契約、工事監理業務等委託契約後は「受注者」と読み替える。
設計企業	優先交渉権者のうち設計業務等を行う者をいう（優先交渉権者の決定前は、参加者のうち当該業務を行う者をいう。）。
工事監理企業	優先交渉権者のうち工事監理業務を行う者をいう（優先交渉権者の決定前は、参加者のうち当該業務を行う者をいう。）。
建設企業	優先交渉権者のうち建設業務を行う者をいう（優先交渉権者の決定前は、参加者のうち当該業務を行う者をいう。）。
発注者支援者	町から本事業の発注者支援業務を受託している者をいう。
本施設	双葉駅西地区複合的福祉サービス拠点をいう。
本事業	双葉駅西地区複合的福祉サービス拠点整備事業をいう。
造作家具等	造作家具、流し台、カーテンレール、ブラインド、手すり等、設置に際して工事を伴い建築物に固定されて一体となるものをいう。
什器・備品等	可動型の物品で諸元表【添付 B 1】に示す什器・備品等（参考）に定めるものをいう。
提案価格	事業費内訳明細書で提案された価格をいう。
契約書等	町と選定された事業者が本事業実施にあたり締結する事業実施協定書、設計業務等委託契約書、工事請負（仮）契約書、工事監理業務等委託契約書を総称していう。